

## 小郡市附属機関等傍聴要領

平成20年3月27日

(趣旨)

第1条 この要領は、小郡市附属機関等の設置及び運営に関する要綱（以下「要綱」という。）第6条第2項の規定に基づく附属機関等の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、所定の場所で自己の住所及び氏名を傍聴受付票に記入しなければならない。

(傍聴人の定員)

第3条 傍聴人の定員は、会議を開催する会議室等の広さを考慮して、各附属機関等の会議の長（以下「議長等」という。）が定めるものとする。

2 傍聴を希望する者が前項の定員を超えるときは、先着順又は抽選等の方法により傍聴人を決するものとする。

(傍聴席に入ることができない者)

第4条 次に掲げる各号に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、刃物等の危険な器物、火薬又は劇毒薬を持っていると認められる者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしていると認められる者
- (4) 下駄、サンダル類を履いている者
- (5) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、ビデオ、カメラ（カメラ機能付携帯電話を除く。）の類を持っていると認められる者。ただし、第6条の規定により議長等の許可を得た者を除く。
- (6) 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり、はち巻、腕章の類を持っている者
- (7) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (8) 獣類（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条に規定する身体障害者補助犬を除く。）を携行する者
- (9) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し進行を妨げると認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長等の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の遵守事項)

第5条 傍聴人は、議長等が指定する傍聴席において傍聴しなければならない。

2 傍聴人は、傍聴席にあるときは次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) すべて係員の指示に従うこと。
- (2) 会議における言論に対して拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (3) 静かに傍聴し、私語、放歌、談笑等会議の妨害となる行為をしないこと。
- (4) 帽子、オーバーコート、マフラー等を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長等の許可を得たときは、この限りでない。

- (5) 飲食又は喫煙しないこと。
- (6) みだりに席を離れないこと。
- (7) 携帯電話又はパソコン等の電子機器の電源を切り、使用しないこと。
- (8) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、ビデオ等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、傍聴席において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長等の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、要綱第6条第2項の規定に基づき会議を非公開とする決定がなされたときは、すみやかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 傍聴人がこの要領に違反するときは、議長等はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、附属機関等の会議の傍聴に関する必要な事項は、議長等が会議に諮って定めるものとする。

## 附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。